

通学路歩道除雪の取組のお願い

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は P T A 活動に積極的なご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、P T A 年度初総会において地区活動事業としてすでに承認していただいておりますが、積雪により通学路歩道の通行が困難になりましたら、下記のとおり、通学路歩道の除雪（歩行場所確保）の取組を行います。

P T A 会員の皆様には趣旨をご理解いただき、通学路の除雪作業にご協力をお願い申し上げます。

記

1 目 的

P T A 会員が協力して通学路歩道の除雪を行い、子どもたちが安全に登下校できるようにする。

2 実施方法

- (1) P T A 会員には、**自宅周辺などの積極的な歩道除雪**をお願いします。
- (2) 積雪により通学路歩道の通行が困難になったとき、もしくは予想されるときへの対応は以下のとおりとします。
 - ①地区の代議員を通じて各地区の状況を地区担当本部役員に挙げてもらいます。
 - ②会長は、除雪作業時間や場所を決定し、除雪作業の実施を全会員に呼びかけます。
(一斉メールと学校ホームページによる配信)
 - ③呼びかけがあった場合は、可能な限り除雪に出ていただき、各地区の特に危険な箇所を中心に除雪をお願いします。
※地区によって除雪が必要な状況かどうか異なる場合があります。除雪作業の有無等は、その都度配信内容をご確認ください。

3 歩行型除雪機（学校保管）の使用について

- (1) 京丹後市教育委員会の事業として学校に配備されている除雪機（歩行型1台）を使用していただくことができます。
- (2) 使用に際しては、除雪機操作を行う方を事前に登録する必要があります。京丹後市教育委員会が登録された方のボランティア活動保険加入手続きを行います。
(費用は京丹後市が負担)
※ご協力いただける方を随時募集中です。詳しくは11月4日付「通学路除雪への協力をお願い」の文書をご覧ください。
- (3) 自らが所有する除雪機を使って通学路を除雪していただいた方には、燃料代をお支払いします。P T A 本部役員または庶務（教頭）までご連絡ください。